

町民税と県民税の 申告相談が始まります

2月5日から3月17日まで平成19年分の町民税、県民税の
申告相談を左ページ相談日程表のとおり行います。



□申告の必要な人

- ①平成20年1月1日現在で、葛巻町に住所があり、平成19年中に所得がある人
 - ②給与とそれ以外の所得がある人
 - ③2カ所以上の給与収入がある人（年末調整されていない給与がある人）
 - ④給与収入が2千万円を超える人
 - ⑤土地や建物を譲渡した人
- ①から⑤以外でも例えば
▼所得がなくても「所得証明書」等が必要になる人▼国民年金保険料の免除申請をする

人▼国民健康保険に加入する人で、国民健康保険税の軽減や高額療養費等を受ける人▼老人医療の標準負担額減額認定等を受ける人（3月31日まで）▼後期高齢者医療制度の保険料等の軽減等を受ける人（4月1日以降）などは申告が必要です。

所得金額等は、税金の計算だけでなく「各種手当の計算や判定の根拠」になりますので、忘れずに申告しましょう。

□申告の必要がない人

①税務署に平成19年分の所得税の確定申告をした人

②給与所得だけで、雇い主から役場へ年末調整済みの給与支払報告書が提出されている人

□申告書が届かない人
満18歳未満と75歳以上の人が、平成19年度分住民税が特別徴収（給与天引）の人には申告書の用紙を送付していません。用紙が届かない人でも、各種所得の判定が必要な人は、申告をしてください。会場に申告書用紙を準備していますので、会場へおいでください。

- 申告に必要なもの
- ①印鑑：所得税の納税がある人は、通帳に使用している印鑑
 - ②口座番号が確認できるもの：所得税の納税や還付のある人（還付は本人名義）
 - ③収入が分かるもの：源泉徴収票、給与明細等
 - ④控除証明書等：社会保険料控除、生命保険料控除等を受ける場合
 - ⑤領収証等：医療費控除等を受ける場合
 - ⑥営業所得等がある人：売り上げ、経費の分かるもの（売上げ帳簿、領収証等）

必要書類が揃っていない場合は、申告を受け付けることができませんので忘れずにお持ちください。

□お願い

医療費控除を受ける人は、病院ごとに支払い合計額を、また、事業所得の申告をする人は、経費となる領収書は種類ごとに分け、それぞれの合計額を計算して申告会場へおいでください。また、2月5日から26日までは消費税の申告は受付できません。相談希望の人は住民会計課（内線133）へお問い合わせください。

▼国民年金保険料控除証明書（見本）



昨年11月に社会保険庁からはがきで郵送されています。

平成20年 納税相談日程表

納税相談会場 葛巻町総合センター2階
産業経営相談室

月	日	時 間	対 象 地 区 等
2月	5日(火)	8:45~16:00	年金受給者
	6日(水)	8:45~16:00	山 岸・五日市・栗 山
	7日(木)	8:45~16:00	平 船・星 野・馬 場
	8日(金)	8:45~16:00	大 沢・橋 場・野 中
	12日(火)	8:45~16:00	江刈馬淵・遠矢場・車 門
	13日(水)	8:45~16:00	元 木・新 町
	14日(木)	8:45~16:00	冬 部・市部内・名前端
	15日(金)	8:45~16:00	四日市・垂 柳
	18日(月)	8:45~16:00	土谷川・浦子内
	19日(火)	8:45~16:00	吉ヶ沢・田 子
	20日(水)	8:45~16:00	小屋瀬・田 代・上外川
	21日(木)	8:45~16:00	小 田・江刈川
	22日(金)	8:45~16:00	茶屋場・泉 田
	25日(月)	8:45~16:00	城内小路・下 町・田 野
	26日(火)	8:45~16:00	小苗代・中 村・寺 田
	27日(水)	8:45~16:00	農業収支計算案内者
	28日(木)	8:45~16:00	
	29日(金)	8:45~16:00	該当する人には別途案内をしています。また、農業収支計算申告者で昨年末で役場以外で申告をしていた人には案内をしていませんので、役場での申告を希望する場合は、連絡をお願いします。
3月	3日(月)	8:45~16:00	
	4日(火)	8:45~16:00	※予約の人を優先しますので、予約のない人は、多少お待ちせしたり、順番が前後する場合があります。
	5日(水)	8:45~16:00	
	6日(木)	8:45~16:00	予備日
	7日(金)	8:45~16:00	
	10日(月)	8:45~16:00	都合により来られなかった人の申告を受け付けますが、混み合いますので、できるだけ指定日においでください。
	11日(火)	8:45~16:00	
	12日(水)	8:45~16:00	
	13日(木)	8:45~16:00	
	14日(金)	8:45~16:00	
	17日(月)	8:45~16:00	

個人住民税の主な改正内容

①所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人 **申告が必要!**

税源移譲で所得税が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税より大きくなり、控除しきれなかった場合、平成19年分以降の住民税の所得割から控除し、税源移譲前と税負担が変わらないようになります。（平成11年から平成18年までに入居した人は、毎年3月15日までに申告が必要です）

②地震保険控除を創設

地震保険の加入を推進する目的で、従来の損害保険料控除を見直し、地震保険料控除が創設されました。
□支払地震保険料の2分の1相当（上限25,000円）を控除□平成18年末までに締結した長期損害保険契約については、従来の損害保険料控除を適用

③平成19年に所得が減って所得税が課せられなくなった人 **申告が必要!**

税源移譲により、平成19年分の所得が大幅に減った人は、税源移譲により住民税の負担のみが増えることとなりますので、申告により納付済みの平成19年分の住民税から還付します。申告は7月1日から7月31日までです。

④65歳以上の非課税措置が廃止

昭和15年1月2日以前に生まれた人で合計所得が125万円以下の場合、住民税は平成17年度分まで非課税でしたが段階的に廃止され、平成20年度分からは全額課税になります。

改正内容など詳しくは住民会計課税務室（内線133、134）へお問い合わせください。

…すょうなごどで

デイビッド・マナーリオ
(指導主事助手・29歳)



郷に入っては①

日本の宴会では、必ず何人がビール瓶を持って歩き、一人一人のグラスに注いであげるのを見ます。これは日本の美徳だとある人は言いました。僕は、ただの習慣だと思いましたが、その人は酒の影響で言ったかもしれません。

僕も考えました。もし、外国の宴会の席でだれも注いでくれないなら、日本人はその国の人を美徳がないと思いませんか。そうではないと思います。文化と習慣の違いなのです。しかし、逆に日本人がビール瓶を持ち歩き、一人一人に注ぎ始めたら？むしろその国の人にとっては、しつこいと思われるかもしれません。

すべては文化によります。例えば、葛巻中の新沼先生がアメリカのパーマント州でホームステイしたときのことです。ホストファミリーに「何か飲みたい？」と尋ねられ、「いいえ」と答えました。「日本では、いいえと言っても必ず何かを出してくるけれど、アメリカでは本当に何も出さなかった。」と新沼先生は言いました。また、吉ヶ沢小の佐藤校長先生も若いころ同じようにアメリカでホームステイしました。ある日、洗面所の流しで洗濯していると、ホスト母が驚いて「なぜ、そこで洗濯しているの。洗濯する所ではない！」と言いました。佐藤先生は、少ない量なのでそこでもいいかと思っただけです。

二人の先生は、自分の国で当然のことが異国でも当然だと思えば、ホストファミリーに対して無礼なこととは思わなかったのです。習慣を知らなかっただけなのです。

(次月に続く)